

人事院会議議事録

会議日

令和4年11月24日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 松尾事務総長、池本総括審議官
(説明員) (人材局)
箕浦企画課長

議題

採用試験の合格有効期間延長、教養区分の受験可能年齢引下げ等

議事の概要

- 議題「採用試験の合格有効期間延長、教養区分の受験可能年齢引下げ等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- これに対し、今回の改正について、学生等にしっかり伝わるよう、従来以上に、様々な広報活動を展開してもらいたい、との意見があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

採用試験の合格有効期間延長、教養区分の受験可能年齢引下げ等について

令和4年11月24日

人 材 局

人事院規則8—12及び人事院規則8—18並びに平成23年人事院公示第18号の改正について

1 改正内容

① 人事院規則8—12(職員の任免)の一部改正

現行3年となっている総合職試験(院卒者試験及び大卒程度試験(教養区分を除く。))及び一般職試験(大卒程度試験)の合格有効期間について5年に、総合職試験(大卒程度試験(教養区分))について6年6月に延長する。

また、専門職試験について、総合職試験(大卒程度試験(教養区分を除く。))の合格有効期間の延長に併せて、現行1年となっている財務専門官試験並びに現行3年となっている国税専門官試験及び労働基準監督官試験の合格有効期間について5年に延長する。

その他、規定の整備を行う。

② 人事院規則8—18(採用試験)の一部改正

総合職試験(大卒程度試験(教養区分))の受験可能年齢を1歳引き下げて19歳以上とする。

また、試験年度の定義に関する規定の整備を行う。

③ 平成23年人事院公示第18号

試験年度の定義に関する規定の整備を行う。

2 意見公募手続の結果

今般の規則の改正に当たり、令和4年10月7日から11月5日まで意見公募手続を実施したところ、意見公募手続の対象となる意見（採用試験前倒し、採用試験の合格有効期間の延長に係る意見等）が7件提出されたが、改正内容の再検討が必要となる意見はなかった。なお、各意見に対しては、人事院の考え方として丁寧に説明することとする。

3 公布日・施行日

公布日：令和4年12月1日

施行日：令和5年4月1日（一部規定は公布日施行）

以 上